

## 小田原市空家等対策計画の改定に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市空家等対策計画の改定
政策等の案の公表の日	令和4年12月15日（木）
意見提出期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、都市政策課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 空き家バンクに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市の空き家バンクを定期的に見てたが、物件が少なすぎて活用できなかった。空き家バンクの活性化や話題性のため、空き家バンクを利用する場合、通勤通学用の新幹線特急券を3年程度補助したらどうか。	C	本改定計画では、利活用可能な空き家の掘り起こしなどの施策を拡充することを位置付け、空き家バンクの登録も含め、既存住宅の流通促進をしております。なお、いただいたご提案については、今後の参考とさせていただきます。

(2) 空家等対策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	平成29年3月から現在まで特定空家等の所有者等に対して、小田原市が行った空家等対策特別措置法に基づく助言又は指導、勧告、命令、代執行の数はそれぞれ何件か。	D	現在（令和5年2月末現在）まで空家等対策特別措置法に基づく助言又は指導を9件行っています。また、勧告、命令、代執行に至ったものではありません。
2	旧計画での空家等は約950戸となっていますが、新しい計画では1,389戸となっています。400戸以上増加となった要因が調査方法の変更が原因であればどのような要素があったのか。その要素を除外しても空き家が増加したのであれば、旧計画で定めた基本方針が達成できなかった原因は何か。	D	令和3年度空家等実態調査では、対象建築物を戸建てに加え、1棟の住戸すべてが空き住戸である共同住宅としました。そして、新たに加えた条件の空家等は、約100戸ありました。これらを除外しても、約300戸の空家等が増加していることとなります。 その原因として、生活環境に大きな影響を与える「空家等の適正管理の促進」に注力され、「空き家化の予防」や「空家等の流通・利活用の促進」に係る施策展開が十分にできなかったものと考えます。

4 その他政策案等と関係ない提出意見

ごみ屋敷の対策に関する意見がありました。

5 提出意見と関係なく変更した点

文中の細かな字句や図表など、適宜修正しています。